

改正	現行																				
(制定) 令和7年6月25日付7都環公地温第2434号 (改正) 令和7年7月28日付7都環公地温第3057号																					
<p>(助成対象事業)</p> <p>第4条 助成対象事業は、都内の賃貸住宅に令和7年6月26日から令和11年3月30日までの間に省エネ性能診断等（実施要綱第3-10の「省エネ診断等」を指す。以下同じ。）を実施する事業、又は助成対象設備を新規に設置する事業であって、別途会社によって登録された省エネ性能診断等事業者及び断熱改修事業者と契約を締結し、実施される事業であること。</p> <p>第4-2の助成対象の種別ごとに定める次の全ての要件を満たすものとする。</p> <p>四 断熱材</p> <p>(1) 助成対象住戸における全ての居室において、外気等（外気又は外気に通じる床裏、小屋裏、天井裏その他これらに類する建築物の部分という。以下同じ）に接する全ての壁、屋根、天井、床等について、断熱材を設置すること。</p> <p>(2) 非居室等において断熱材を設置する場合にあっては、前号における断熱材に加えて、非居室等において外気等に接する壁、屋根、天井、床等について、断熱材を設置すること。</p> <p>(3) 次に掲げる要件を満たすこと。 (ア) 次の表に掲げる改修する部位ごとに応じた熱抵抗値を満たすこと。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="text-align: center;">改修する部位</th> <th style="text-align: center;">屋根</th> <th style="text-align: center;">天井</th> <th style="text-align: center;">外壁</th> <th style="text-align: center;">床</th> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">熱抵抗値 (R 値)</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">2.7以上</td> <td style="text-align: center;">2.2以上</td> </tr> </table> <p>(イ) 熱伝導率（λ 値）が0.042以上の断熱材は、天井断熱工事に用いる吹込み断熱材のみを対象とする。</p> <p>(ウ) 吹込み、吹付け製品を施工する場合、助成対象製品ごとに登録された指定施工業者が行うこと。</p> <p>(4) 設置後の助成対象住戸における省エネ性能表示を併せて実施すること。</p> <p>(5) 断熱改修設置前の助成対象住戸における省エネ性能診断等の結果に基づく省エネ性能表示が行えること。</p>	改修する部位	屋根	天井	外壁	床	熱抵抗値 (R 値)	2.7以上			2.2以上	<p>(助成対象事業)</p> <p>第4条 助成対象事業は、都内の賃貸住宅に令和7年6月26日から令和11年3月30日までの間に省エネ性能診断等（実施要綱第3-10の「省エネ診断等」を指す。以下同じ。）を実施する事業、又は助成対象設備を新規に設置する事業であって、別途会社によって登録された省エネ性能診断等事業者及び断熱改修事業者と契約を締結し、実施される事業であること。</p> <p>第4-2の助成対象の種別ごとに定める次の全ての要件を満たすものとする。</p> <p>四 断熱材</p> <p>(1) 助成対象住戸における壁、屋根、天井、床等のいずれかについて、断熱材を設置すること。</p> <p>(2) 次に掲げる要件を満たすこと。 (ア) 次の表に掲げる改修する部位ごとに応じた熱抵抗値を満たすこと。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="text-align: center;">改修する部位</th> <th style="text-align: center;">屋根</th> <th style="text-align: center;">天井</th> <th style="text-align: center;">外壁</th> <th style="text-align: center;">床</th> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">熱抵抗値 (R 値)</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">2.7以上</td> <td style="text-align: center;">2.2以上</td> </tr> </table> <p>(イ) 熱伝導率（λ 値）が0.042以上の断熱材は、天井断熱工事に用いる吹込み断熱材のみを対象とする。</p> <p>(ウ) 吹込み、吹付け製品を施工する場合、助成対象製品ごとに登録された指定施工業者が行うこと。</p> <p>(3) 設置後の助成対象住戸における省エネ性能表示を併せて実施すること。</p> <p>(4) 断熱改修設置前の助成対象住戸における省エネ性能診断等の結果に基づく省エネ性能表示が行えること。</p>	改修する部位	屋根	天井	外壁	床	熱抵抗値 (R 値)	2.7以上			2.2以上
改修する部位	屋根	天井	外壁	床																	
熱抵抗値 (R 値)	2.7以上			2.2以上																	
改修する部位	屋根	天井	外壁	床																	
熱抵抗値 (R 値)	2.7以上			2.2以上																	

附 則（令和7年6月25日付7都環公地温第2434号）
この要綱は、令和7年6月25日から施行する。

附則（令和7年7月28日付7都環公地温第3057号）
この要綱は令和7年7月28日から施行する。

附 則（令和7年6月25日付7都環公地温第2434号）
この要綱は、令和7年6月25日から施行する。